

# 岡崎市工事成績評定要領

## (目的)

第1条 この要領は、岡崎市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を行い、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定は、当初契約金額が200万円以上の請負工事について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、評定をしないものとする。

(1) 緊急を要する工事

(2) 災害を復旧する工事

(3) 別の工事に付帯する工事で、当該別の工事の評定で評価することが妥当な工事

## (評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、担当監督職員、主任監督職員及び検査職員とする。

## (評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき評定者が独立して厳正かつ的確に行うものとする。

3 評定は、別に定める「岡崎市工事成績評定表」（以下「評定表」という。）（様式第307号）、  
「岡崎市工事成績採点表」（様式第301号）及び「各事項採点表」（様式第302、303、304、  
305、306号）により行うものとする。

## (評定の提出)

第5条 評定者は、評定を行ったときは、直ちに「評定表」を工事担当課長（評定者に技術管理課の職員がいるときは、技術管理課長）に提出するものとする。

2 前項の場合において、技術管理課長にあつては、「工事検査結果通知書」（様式第80号）に「検査調書」（様式第81号）及び「評定表」を添付して工事担当課長に通知するものとする。

## (評定の交付)

第6条 工事担当課長は、当該工事の請負者に対して、評定結果を「検査結果通知書」（様式第82号）に「評定表」を添付して、速やかに交付しなければならない。

## (説明請求)

第7条 「検査結果通知書」の交付を受けた請負者は、交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により、工事担当課長に対し評定の内容に関する説明を求めることができるものとする。

2 工事担当課長は、前項の説明を求められたときは、技術管理課と協議の上、「説明請求回答書」（様式第308号）により回答するものとする。

## 附 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

この要領は、平成19年7月1日より施行する。

この要領は、平成21年4月1日より施行する。